

長与・時津環境施設組合

競争入札参加資格審査申請書提出要領

(一般廃棄物処理等業務)

平成26・27年度版

長与・時津環境施設組合が発注する一般廃棄物処理、買取等の競争入札に参加を希望する者は、次の要領により資格審査申請書を提出してください。

1. 申 請 期 間

(1) 受付期間

平成26年1月10日から平成26年3月10日まで
(土・日曜日、祝日を除く)

(2) 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで
(正午から午後1時を除く)

2. 提出先及び提出方法

(1) 受付場所

〒851-2103
長崎県西彼杵郡時津町元村郷14番地1
長与・時津環境施設組合
(TEL 095-813-2050)

(2) 提出方法

持 参：平成26年3月10日、午後5時まで

郵 送：平成26年3月10日、当日消印までを有効

なお、郵送される場合は、受付票を返送いたしますので、80円切手を貼った返信用封筒<定形>を必ず同封願います。

3. 提 出 資 格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者。

(2) 本社に係る国、県、市町村における税の滞納がない者。

(3) 消費税及び地方消費税の滞納がない者。

《参照》地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

4. 資格の有効期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

5. 提出書類

以下に記載する書類を「A4判ファイリング用個別フォルダ」に入れて提出してください。
その他のファイル形態では受付をいたしませんので、ご注意ください。

番号	提出書類	一般廃棄物処理 資源化、買取	留意事項
1	入札参加資格審査申請書	○	組合独自様式 様式1-1～3
2	商業登記簿謄本又は代表者の身分証明書 (写し可)	○	
3	本社に係る国、県、市町村の納税証明書 (写し可)	○	3ヶ月以内の証明
4	営業所一覧表	△	営業所なき場合は不要 各社様式で可
5	年間委任状 (原本)	△	年間委任を行う場合
6	使用印鑑届 (原本)	○	組合独自様式 様式2
7	消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し可)	○	3ヶ月以内の証明
8	技術者、資格者名簿	△	雇用の場合 各社様式で
9	登録・認可等証明書 (写し可)	△	営業上必要とされる登録・許可がある場合
10	ISO、E A 2 1等の取得登録証 (写し可)	△	取得登録の場合
11	代理店・特約店等の証明書 (写し可)	△	有する場合
12	一般廃棄物中間処理業務確認調書	○	組合独自様式 様式3
13	電算処理カード	○	組合独自様式(別添)

※1：「○」・・・必ず提出していただきます。

※2：「△」・・・登録や取得されている場合提出をお願いします。